第二条の表第七号中「核燃料物質の使用（次号」を「前条第二号イに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第七号又は前号のいずれか」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第十号とし、同表第六号中「六百億円」を「千二百億円」に改め、同号を同表第九号とし、同表第五号中「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第八号とし、同表第四号中「加工（次号に該当するものを除くものとし、」を「前条第二号イに掲げる核燃料物質の加工（ニに、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第七号とし、同表第三号中「運転」の下に「（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）」を加え、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第二号中「運転」の下に「（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）」を加え、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次のように加える。

五	前号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円

第二条の表第一号の次に次のように加える。

二	前号に規定する原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該原子炉の運転をやめ、かつ、当該原子炉の炉心から核燃料物質を取り出した後にするものに限る。次号及び第五号において同じ。）（次号に該当するものを除く。）	二百四十億円
三	第一号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円

（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第二条　原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「万分の五」を「万分の三」に、「万分の二・五」を「万分の一・五」に改める。

本則に次の一条を加える。

（業務の委託）

第十二条　政府が法第十八条第一項の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

一　補償金の支払の請求の受付

二　補償損失の金額に関する調査

三　前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

2　前項に定めるもののほか、法第十八条第一項の規定による委託に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部改正）

第三条　原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（昭和五十四年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十八条第二項第二号」を「第十八条第二項第三号」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第四条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「（昭和三十六年法律第百四十七号）」の下に「、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）」を、「原子力損害の賠償に関する法律第八条」の下に「、原子力損害賠償補償契約に関する法律第十八条第一項」を加える。

附　則

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　塩谷　立

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項、第五条、第三十条第一項及び第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十　第一条第十号に掲げる経済連携協定	三年

第六条第一項中「から第八号まで」の下に「及び第十号」を加え、同項の表に次のように加える。

九　第一条第十号に掲げる経済連携協定	九十日	九十日

第四条の表に次のように加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第一条第十号に掲げる経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、同法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月七日

内閣総理大臣　麻生　太郎